

◎財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(抄) (傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>令和八年度における財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律</p> <p>第一条中「経済・財政一体改革を推進しつつ、令和三年度から令和七年度までの間」を「令和八年度」に、「これらの年度」を「同年度」に改める。</p> <p>第二条を削る。</p> <p>第三条の見出しを「(特例公債の発行等)」に改め、同条第一項中「令和三年度から令和七年度までの間の各年度」を「令和八年度」に、「当該各年度」を「同年度」に改め、同条第二項中「当該各年度の翌年度の六月三十日」を「令和九年六月三十日」に、「当該各年度の翌年度の四月一日」を「同年四月一日」に、「当該各年度所属」を「令和八年度所属」に改め、同条を第二条とする。</p> <p>第四条を削る。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第一条並びに第三条の見出し及び同条第一項中「令和三年度から令和七年度まで」を「令和八年度から令和十二年度まで」に改める。</p> <p>〔新設〕</p> <p>本則に次の一条を加える。</p>

(行財政改革の徹底)

第五条 政府は、経済・財政一体改革を推進する中で、歳出及び歳入の改革、持続可能な社会保障制度を構築するための改革（現役世代の社会保障料負担を含む国民負担を軽減するための施策の実施を含む。）その他の行財政改革を徹底するものとする。

2 政府は、前項に規定する行財政改革の一環として、租税特別措置（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号に規定する租税特別措置をいう。）及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の適正化について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。